

大阪府の建築物の環境配慮制度について
(Eco-friendly building promotion system of Osaka Prefectural government)

大阪府建築都市部建築指導室建築企画課
(Planning Division, Construction and Development
Supervision Office, Department of Construction and
Urban Development, Osaka Prefectural Government)

主査 木田正憲
(Senior Staff Kida Masanori)

1. はじめに

大阪府では、地球温暖化やヒートアイランド現象などを防止し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の環境配慮制度を定めた「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定し、平成18年4月から施行する。建築物の環境配慮制度では、環境の概念を広く捉え、建築物の新築や増改築の際に、建築主による総合的な環境配慮の取組みを促進する。

2. 建築物の環境配慮の考え方

大阪府域では、地球温暖化とヒートアイランド現象により、この100年間に約2.1℃の気温の上昇がみられ、真夏日や熱帯夜の日数も他の大都市と比べて多くなっている。

このため、大阪府では、温暖化を緩和して快適で住みよいまちづくりを進めることを目的として、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について、平成16年5月に大阪府環境審議会に諮問を行い、平成17年5月に答申を得た。

大阪府環境審議会の答申では、建築物の環境配慮制度の基本的考え方として、

- 建築物は、夏場の蓄熱による高温化などがヒートアイランド現象の原因となっていたり、設備機器によるエネルギー消費が地球温暖化の要因となっているほか、自然の減少や資源の大量消費など、様々な環境分野に影響を与えている。
- 一方、建築物は、良好な居住環境の整備が進められるべきものであり、それ自体が有用な資源として長寿命化や循環利用などを図る必要があること、さらに、都市の生物環境の保全や景観の形成といった役割を担っていることなど、環境に大きな関わりを持っている。
- このことから、制度化にあたっては、環境の概念を広く捉え、持続可能な社会の実現に向けた総合的な環境配慮の取組みが望ましい。

ことなどが、制度内容として、

- 府は、「建築物環境配慮指針」を作成し公表する。建築物環境配慮指針には、ヒートアイランドや地球温暖化を始めとした環境影響の低減や、居住環境の確保等についての環境配慮事項を定める。また、建築物環境配慮指針には、講じた措置についての評価方法を示す。
- 建築物の新增改築をするすべての建築主は、建築物環境配慮指針に基づき、環境配慮措置を講じるよう努めなければならない。
- 延床面積が5,000㎡を超える建築物を新增改築する建築主は、環境配慮措置に係る計画書を作成し、府に届け出る。府はその概要を公表する。
- 府は、建築主に対し、必要に応じ指導及び助言を行う。
- 府は、届出を行わない者などに対して勧告を行う。勧告に従わない場合は、氏名を公表する。
- 優れた建築物の環境配慮の取組みを行った者に対する顕彰の実施等を行う。

ことなどが、留意事項として、

- 環境配慮の評価方法は、国土交通省などが開発した建築物総合環境性能評価システム『CASBEE

新築（簡易版）』を基本に、府の施策の重要性などを考慮して、独自の手法を構築すること。

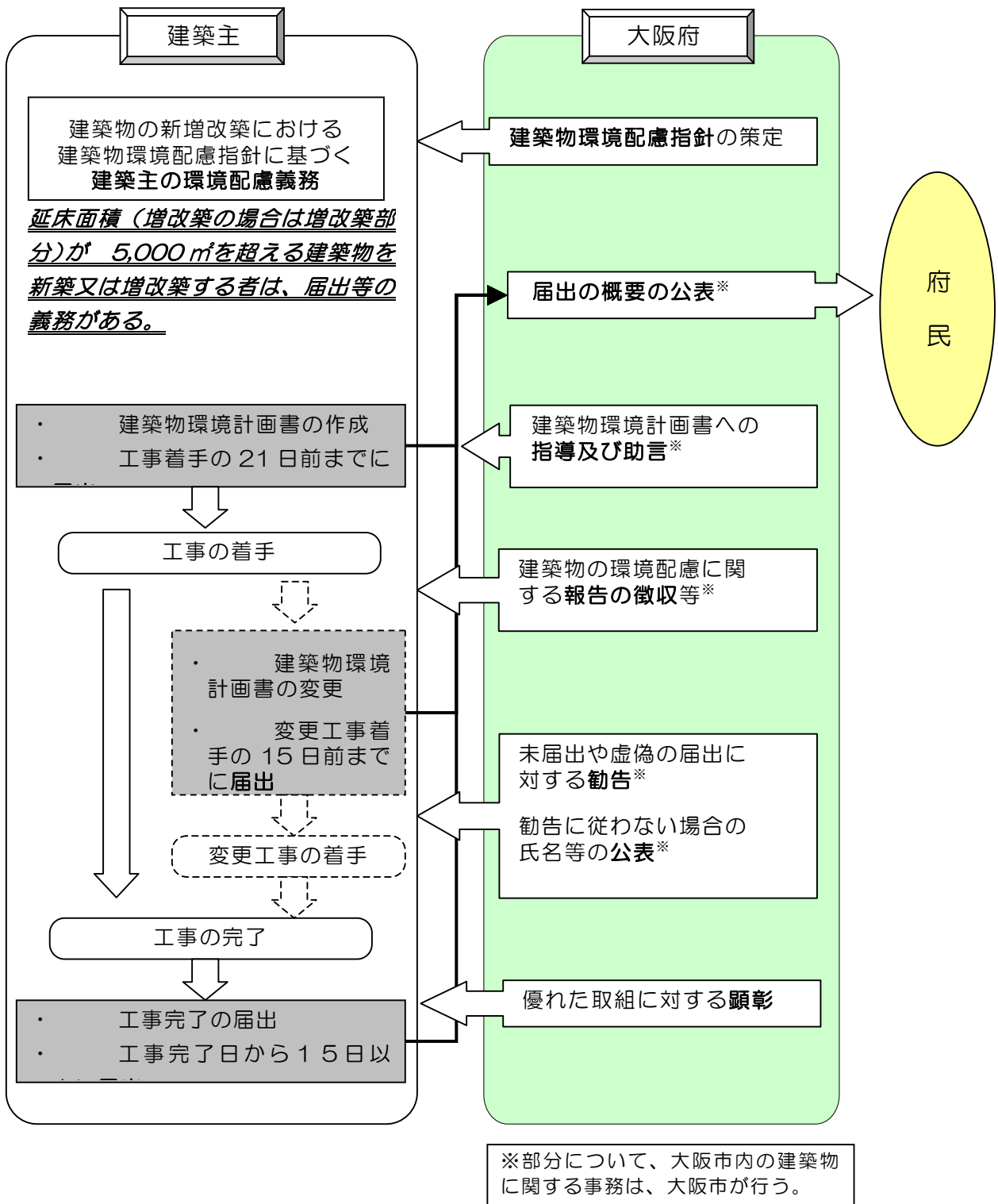
- 地球温暖化やヒートアイランド現象対策が重点的に評価されるよう検討すること。
- ヒートアイランド対策を評価する CASBEE-HI も踏まえて評価方法を検討すること。

などが示された。

3. 建築物の環境配慮制度の仕組

大阪府は、この答申に基づき、建築物の環境配慮として次に示す制度を「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の中で制定し、平成 17 年 10 月に公布した。

建築物の環境配慮制度の仕組の概要図



4. 建築物環境配慮指針

大阪府では、大阪府環境審議会の答申を踏まえ、建築物環境配慮指針の策定について、学識経験者等で構成する「大阪府建築物環境配慮制度検討委員会」を設置し、平成17年7月から平成18年2月にかけて4回の検討委員会を開催した。

検討委員会では、建築物の環境配慮のために講じようとする措置の評価方法について重点的に議論が行われたが、その概要は次のとおりである。

- CASBEE 新築（簡易版）については、下記により重み付け等は変更せず標準版を使用する。

- ・ 統一的な基準を利用する方がわかりやすい。
 - ・ 重み付けの変更は、本委員会で客観的なデータと十分な議論が必要となる。
 - ・ 重み付けを変更すると、CASBEE の新しい仕組みや今後の変化と整合しない可能性がある。
- 地球温暖化やヒートアイランド対策の重点評価について
- ・ 省エネルギー対策、緑化、建築表面及び敷地の高温化抑制の 3 つの項目を評価する。
 - ・ CASBEE 新築（簡易版）とは別に、プラスアルファとして評価する。
 - ・ 評価項目については、評価基準を設けるとともに、対策状況を定量的に把握できる仕組みとする。
 - ・ 省エネルギー対策については、設備の効率化の評価だけでなく、エネルギー消費量の報告を評価する仕組みを設ける。
 - ・ 緑化については、緑地面積だけでなく、緑のボリュームなども勘案する。
 - ・ 建築表面及び敷地の高温化抑制については、ヒートアイランド対策の重要さの程度を勘案し、地域性を考慮する。
 - ・ CASBEE-HI の評価の考え方も参考にする。

【参考】 大阪府建築物環境配慮制度検討委員会設置要綱 抜粋

第 1 条 大阪府が策定する地球温暖化・ヒートアイランド対策等に関する条例のうち、建築物の環境配慮に係る規定について必要な事項を検討するため、「大阪府建築物環境配慮制度検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条 委員会は、主として以下の内容について検討する。

- (1) 建築物の環境配慮を行うために必要な事項を定める指針
- (2) 建築物の環境配慮を図るために講じた措置を評価する方法
- (3) 建築物の環境配慮に資する技術手引き
- (4) その他、建築物の環境配慮制度を実施するために必要な事項

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員を以って構成する。

2 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

【以下省略】

別表

氏 名	役 職
伊香賀 俊治	株式会社日建設計 環境計画室長
小玉 祐一郎（委員長代理）	神戸芸術工科大学 教授
下田 吉之	大阪大学大学院 助教授
谷口 友造	株式会社浅沼組 大阪本店建築部長
近本 智行	立命館大学 助教授
結城 恭昌	社団法人大阪建築士事務所協会 専務理事
吉田 治典（委員長）	京都大学大学院 教授

大阪府では、検討委員会で示された方向に基づき、建築物の環境配慮措置を評価する手法として、地球温暖化やヒートアイランド対策を重点的に評価する「大阪府の重点評価」と、CASBEE-新築（簡易版）※から成る大阪府建築物環境配慮評価システムを構築した。

	評価の内容
--	-------

大阪府の重点評価	省エネルギー対策	設備システムの効率化
		エネルギー消費の実態把握
	緑化	緑地の確保
		ボリュームある緑化
	建築物表面及び敷地の高温化抑制	日射反射率、長波放射率の高い建物外皮材料の選定等
		保水性や透水性、日射反射率、長波放射率の高い敷地被覆材の選定等
CASBEE-新築（簡易版）※	建築物の環境配慮をすべき事項を総合的に評価。	

※ 国土交通省の支援の下に（財）建築環境・省エネルギー機構が開発した建築物総合環境性能評価システム。

5. おわりに

建築物は、多様な環境の側面と関係を持っていることから、大阪府では、建築物の環境配慮制度を条例により定め、建築主による総合的な環境配慮の促進を図るものである。

制度では、建築主に対する建築物の環境配慮や届出の義務を定めているほか、建築物の環境配慮措置の評価結果などを広く府民に公表することとしている。これにより、建築主による一層の環境配慮の取り組みとともに、建築物の環境配慮に対する府民や建物利用者の意識の高揚も期待される。

大阪府では、この制度の運用を通じて、建築物の環境配慮に対する世の中の意識を高めることにより、環境に配慮した建築物の普及を目指していく。